

総合評価 〔概要〕

テーマ (法案名)	中小企業退職金共済制度の在り方について (中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案)
1 評価テーマの設定	
評価の背景事情	〔背景事情〕 一般の中小企業退職金共済制度(以下「中退制度」という。)においては、市場金利や株価が低水準で推移していることから、実際の運用利回りが予定運用利回りを下回る状況が続き、平成12年度末現在2,000億円を超える累積欠損金を抱えることとなっている(別紙1)等、最近における経済社会情勢に対応して、中退制度の長期的な安定を図る必要がある。
	〔契機等〕 平成12年度末の中小企業退職金共済事業の財政状況が平成13年8月に公表され、一般の中退制度における平成12年度の実際の運用利回りが2.33%、平成12年度末現在の累積欠損金が2,000億円を超えることが明らかになった。
担当局課	労働基準局勤労者生活部勤労者生活課
2 評価の実施に当たっての設定条件、事前準備	
実施時期 評価期間	労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において、平成13年8月2日から平成14年2月12日まで、合計9回に渡って検討。 ・平成14年1月24日 同審議会より「中小企業退職金共済制度の改正について」厚生労働大臣に対し建議。 ・平成14年2月12日 厚生労働大臣より「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案要綱」について、同審議会に諮問、同日要綱を適当と認める旨答申。
評価対象	中退制度には、主に常用労働者を対象とする「一般の中退制度」と、厚生労働大臣が指定した特定の業種に期間を定めて雇用される労働者(期間労働者)を対象とする「特定業種退職金共済制度」(建設業、清酒製造業及び林業を指定)があり、一般の中退制度の財政を中心に評価の対象とした。

< 制度の基本的な仕組み >

運営主体は、特殊法人である勤労者退職金共済機構である。

事業主が勤労者退職金共済機構に掛金を納付し、勤労者退職金共済機構はその掛金を運用し、労働者の退職時（特定業種退職金共済制度においては業界退職時）に、労働者に退職金を給付する。

< 退職金額の規定 >

一般の中退制度の退職金額は、法律で定められている。

< 勤労者退職金共済機構における余裕金の運用 >

勤労者退職金共済機構は、金融機関への預金、金銭信託、有価証券の取得、財政融資資金への預託等、により余裕金を運用することとされている。

また、勤労者退職金共済機構は、四半期毎に余裕金の運用計画を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととされている。

< 勤労者退職金共済機構の業務の範囲 >

勤労者退職金共済機構は、中小企業退職金共済事業、保健施設の設置・運營業務、労働者福祉施設設置のための融資業務、を行うこととされている。

< 特定業種退職金共済制度の掛金日額 >

特定業種退職金共済制度の掛金は、日額 1 2 0 円以上 4 5 0 円以下の範囲とされている（法律上の範囲において、特定業種退職金共済規程で定めることとされている）。

評価項目

- ・ 中退制度における長期的な財政の安定性確保

評価に際して収集した情報・データ及び各種の評価手法を用いてこれらについて行った分析・測定の内容

< 一般の中退制度に係る財政状況の推移 >

経済社会情勢の変化に対応し、平成 2 年、平成 7 年及び平成 1 0 年と法律改正を行って、退職金額に係る予定運用利回りの見直しを行ってきたところであるが（6 . 6 % 5 . 5 % 4 . 5 % 3 . 0 %）、実際の運用利回りが予定運用利回りを下回る状況が続き、平成 1 2 年度末現在 2 , 0 0 0 億円を超える累積欠損金を抱えることとなっている。

< 勤労者退職金共済機構における資産運用 >

中退制度においては、事業主が拠出した掛金を、勤労者退職金共済機構において運用し、それを原資として退職金が給付されることから、その資産運用は大変重要である。また、厳しい経済金融情勢が続き、勤労者退職金共済機構における運用方法等が資産運用結果に与える影響が大きくなっている中で、その資産運用の重要性は一層高まって

いる。

このような状況のなかで、他の資産運用機関の資産運用等に係る規定と勤労者退職金共済機構の規定を比較すると、資産運用の主体としての勤労者退職金共済機構の責任の明確化や、勤労者退職金共済機構の自主的・効率的運営の促進が十分でないという問題がある。

< 勤労者退職金共済機構の業務 >

(保健施設の設置・運營業務)

昭和34年の制度創設以来実績がない。

(労働者福祉施設設置のための融資業務)

中退制度に加入している中小企業を対象とした労働者福祉施設の設置に係る融資業務の実績(別紙2)については、最近減少しており、平成12年度の新規貸付は25件となっている。

< 特定業種退職金共済制度の掛金日額 >

法律で規定している掛金日額の範囲については、一般の賃金水準の上昇、関係業界等の意見、中小企業者の負担能力等を勘案して定めることとしている。現行の特定業種退職金共済制度の掛金日額の範囲は120円以上450円以下とされているが、平成13年9月より林業退職金共済制度の掛金日額がその上限の450円まで引き上げられたところである。

3 評価結果のとりまとめ

評 価 結 果

< 退職金額の規定 >

最近の経済及び金融情勢の変化の状況にかんがみると、将来の資産運用の実績について、確実な見通しを立てることは困難である。

このため、経済及び金融の変化に的確に対応し、予定運用利回りに基づく退職金の額を機動的に見直すことが可能となるよう、これを政令で定めることとするべきである。

< 勤労者退職金共済機構における余裕金の運用 >

他の資産運用機関の資産運用等に係る規定も踏まえ、

勤労者退職金共済機構において運用目標等を定めた資産運用に係る基本方針の策定を義務づけ、

資産運用に係る役員の忠実義務や自己又は第三者の利益を図る行為の禁止規定を新設することにより、運用目標等を明確にするとともに、資産運用の主体としての勤労者退職金共済機構の責任を明確にするべきである。

また、このように勤労者退職金共済機構の責任を明確にすることと合わせ、国の関与を一部廃止し、勤労者退職金共済機構の自主的・効率的運営を促進するべきである。

< 勤労者退職金共済機構の業務の範囲 >

	<p>(保健施設の設置・運營業務) 昭和34年の制度創設以来実績がないことを踏まえ、廃止するべきである。</p> <p>(労働者福祉施設設置のための融資業務) 最近、実績が減少していること、特殊法人改革における政策金融の見直しにおける民業補完という原則に照らし、廃止するべきである。</p> <p><特定業種退職金共済制度の掛金日額> 現行法上の掛金日額の上限を選択する業種が生まれたことを踏まえ、今後、各特定業種退職金共済制度における掛金日額の引上げに対応し得るよう引き上げるべきである。</p>
結果の取りまとめに当たって講じた措置	
4 評価結果の公表	
報告書等	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年1月24日、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会より「中小企業退職金共済制度の改正について」厚生労働大臣に対し建議がなされた。 平成14年2月12日、厚生労働大臣より「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案要綱」について、同審議会に諮問、同日要綱を適当と認める旨答申がなされた。
5 評価結果を受けて講じようとする措置	
措置内容	別紙3のとおり。
6 その他	
評価の実施体制	別紙4のとおり。

一般の中小企業退職金共済事業における予定運用利回り等の推 別紙1

(単位:百万円)

	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度
予定運用利回り	6.60%	6.60%	<u>5.50%</u>	5.50%	5.50%	5.50%
運用利回り実績	6.04%	6.01%	5.86%	5.86%	5.46%	4.78%
当期利益(損失)金	9,949	12,724	43,598	23,772	25,008	42,691
利益剰余金(欠損金)	17,903	5,179	48,777	25,005	4	42,695

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
予定運用利回り	5.50%	<u>4.50%</u>	4.50%	4.50%	<u>3.00%</u>	3.00%
運用利回り実績	4.55%	3.84%	3.53%	3.23%	3.08%	2.33%
当期利益(損失)金	51,618	19,579	29,618	39,601	902	20,720
利益剰余金(欠損金)	94,313	113,892	143,510	183,111	182,209	202,929

(注) 平成2年法においては、2年法施行前加入者については従前どおり6.60%の予定運用利回りを適用。ただし、平成7年法改正以降は、既加入者も含めて新たな予定運用利回りを適用。

勤労者退職金共済機構における融資事業の現況

一般の中小企業退職金共済融資事業

	新規		残高	
	件数	融資額 (千円)	件数	融資額 (千円)
8年度	28	665,400	341	3,951,698
9年度	29	549,100	295	3,421,704
10年度	28	471,500	257	2,959,373
11年度	23	352,800	231	2,719,984
12年度	23	425,000	223	2,623,197

建設業退職金共済融資事業

	新規		残高	
	件数	融資額 (千円)	件数	融資額 (千円)
8年度	8	219,500	74	718,354
9年度	12	746,100	65	1,226,515
10年度	9	236,700	59	1,234,280
11年度	3	30,500	56	1,121,329
12年度	1	44,000	49	1,020,044

清酒製造業退職金共済融資事業

	新規		残高	
	件数	融資額 (千円)	件数	融資額 (千円)
8年度	0	0	3	12,654
9年度	0	0	2	9,370
10年度	1	8,500	3	15,670
11年度	0	0	3	13,050
12年度	1	30,000	4	38,930

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案要綱

第一 退職金共済契約に係る退職金額

退職金共済契約に係る基本退職金額は、納付された掛金及びその運用収入の額の総額を基礎として、予定利率並びに被共済者の退職の見込数及び退職金共済契約の解除の見込数を勘案して、掛金納付月数の区分に応じ、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定めるものとする。

第二 特定業種退職金共済契約に係る掛金日額の範囲の引上げ

特定業種退職金共済契約に係る掛金日額の範囲を、現行の百二十円以上四百五十円以下から三百円以上八百円以下に引き上げるものとする。

第三 勤労者退職金共済機構の理事長等の義務等

一 勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の理事長、副理事長及び理事は、余剰金の運用の業務について、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分等を遵守し、機構のため忠実にその職務を遂行しなければならないものとする。

二 機構の理事長、副理事長及び理事は、自己又は機構以外の第三者の利益を図る目的をもって、特別の利益の提供を受け、又は受けるために、余裕金の運用に関する契約を機構に締結させること等の行為を行ってはならないものとする。

第四 機構の業務の縮小

機構が行う保健施設等の設置及び運営の業務並びに従業員福祉施設の設置等のための資金の貸付けの業務を廃止するものとする。

第五 余裕金の運用方法の範囲の拡大等

一 機構が余裕金を運用する際の方法として、信託会社への信託を認めるものとする。

二 機構が投資顧問業者との投資一任契約の締結による運用方法を特定する金銭信託で余裕金を運用する場合の厚生労働大臣の承認を廃止するものとする。

第六 余裕金の運用に関する基本方針等

一 機構は、余裕金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならないものとする。

二 機構は、余裕金の運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき余裕金の運用に関する基本方針に沿って運用すべきことを、厚生労働省令で定めるところにより、示さなければならないものとする。

第七 その他

その他所要の整備を行うものとする。

第八 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 退職金額等に関する経過措置

- (一) この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者が施行日前に退職した場合の退職金の額等については、なお従前の例によるものとする。
- (二) 施行日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者が施行日以後に退職した場合の退職金の額等に

関する経過措置は、政令で定めるものとする。

三 機構の業務に関する経過措置

機構は、貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うものとする。

四 その他

その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに関係法律の規定の整備を行うものとする。

労働政策審議会勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会委員等名簿

	かつ 勝	えつこ 悦子	明治大学 政治経済学部助教授
(部会長)	さいとう 齋藤	くにひこ 邦彦	日本労働研究機構 理事長
	つむら 都村	あつこ 敦子	中京大学 経済学部教授
	ほりこし 堀越	たつや 達哉	日本中小企業政治連盟 政策副委員長
	やまじ 山路	のりお 憲夫	毎日新聞社 論説委員
	かたなや 刀谷	まさお 全雄	労働者福祉中央協議会 事務局長
	ささがわ 笹川	ひろし 博	J A M 共済統括事業本部 専務理事
	さとう 佐藤	まさあき 正明	全国建設労働組合総連合 書記長
	つじむら 辻村	よしお 義男	日本化学・サービス・一般労働組合連合 書記長
	はせがわ 長谷川	ゆうこ 裕子	日本労働組合総連合会 労働法制局長
	おくだいら 奥平	みえこ ミエ子	横浜商工会議所 常議員
	かんの 菅野	としのり 利徳	全国中小企業団体中央会 専務理事
	きつかわ 吉川	いね 稲美	日本経営者団体連盟 常任理事
	さくらい 桜井	まさお 征夫	(社)全国建設業協会 常務理事
	なかやま 中山	よしひこ 嘉彦	(社)日本中小企業団体連盟 常任理事